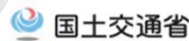


# 危険なブロック塀等の撤去費用を一部補助します

地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、危険なブロック塀等の撤去費用の一部を補助します。

## ●対象の「危険なブロック塀等」

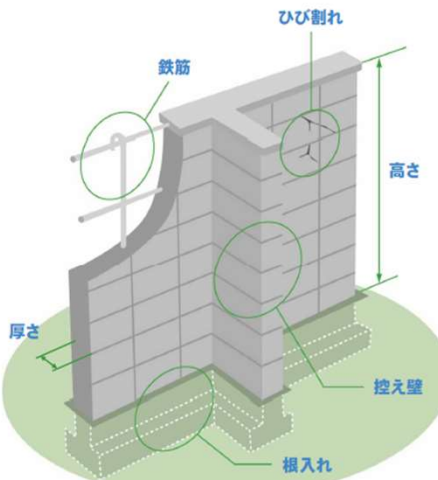
以下の基準に適合しない項目のある高さ60cmを超えるブロック塀



### ブロック塀の点検のチェックポイント

ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。

まず外観で1~5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。



- 1. 塀は高すぎないか
  - ・塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か
  - ・塀の厚さは10cm以上か。(塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上)
- 3. 控え壁はあるか。(塀の高さが1.2m超の場合)
  - ・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか
  - ・コンクリートの基礎があるか。
- 5. 塀は健全か
  - ・塀に傾き、ひび割れはないか。

組積造(れんが造、石造、鉄筋のないブロック造)の塀の場合

- 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か。
- 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか。
- 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。

<専門家に相談しましょう>

- 6. 塀に鉄筋が入っているか
  - ・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が縦横とも80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
  - ・基礎の根入れ深さは30cm以上か。(塀の高さが1.2m超の場合)

出典：  
パンフレット「地震からわが家を守ろう」  
日本建築防災協会 2013.1より一部改

## ●対象の「事業・補助対象経費」

### 【事業】

- ・道路に面する危険ブロック塀等の全部の撤去
- ・道路に面する危険ブロック塀等の一部の撤去(危険ブロック塀等の危険がなくなる場合に限り)

### 【補助対象経費】

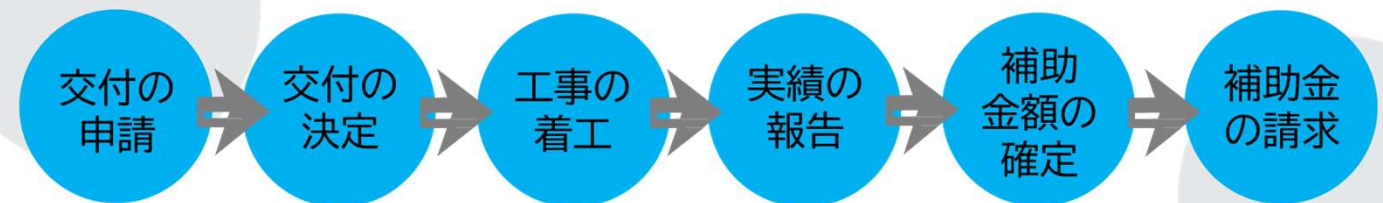
- ・危険ブロック塀等の全部又は一部の撤去に要する費用
- ・危険ブロック塀等の撤去に伴う廃材の運搬及び処分に要する費用

## ●補助金額 上限10万円

- 次のうちいずれかの低い額とします。
- ・補助対象経費の3分の2に相当する額
- ・撤去するブロック塀等の1平方メートルあたり10,000円を乗じた額

## ●申請の流れ

申請書等の詳細は、危機管理課までお問合せ下さい。



申請書

交付決定通知書

必ず交付決定後に工事を着工してください

実績報告書

補助金交付額確定通知書

補助金交付申請書  
※補助金額の確定後提出

必要書類を添えて提出してください。

申請内容を審査し、決定されれば郵送にて送付します。

**交付決定前に工事をした場合、補助対象外になります。**

工事完了後に、必要書類を添えて提出してください。

実績報告の内容を検査し、確定すれば郵送にて送付します。

申請書記載の申請者の口座に補助金が振り込まれます。

# 危険なブロック塀等の撤去費用を一部補助します

令和4年4月より、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、危険なブロック塀等の撤去費用の一部を補助します。

## ● 対象の「危険なブロック塀等」

以下の基準に適合しない項目のある高さ60cmを超えるブロック塀

### 1.コンクリートブロック塀

①高さ	塀の高さは、2.2m以下か。
②厚さ	塀の高さ2m超の場合は、厚さ15cm以上か。 塀の高さ2m以下の場合は、厚さ10cm以上か。
③控え壁	塀の高さが1.2m超の場合は、塀の長さ3.4m以下ごとに塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。
④基礎	コンクリートの基礎があるか。 塀の高さが1.2m超の場合は、基礎の根入れ深さ30cm以上か。
⑤健全性	塀の傾き、ひび割れはないか。
⑥鉄筋の有無	塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。

### 2.組積造(石造、レンガ造等)の塀

①高さ	塀の高さは、1.2m以下か。
②厚さ	壁頂までの距離の1/10以上あるか。
③控え壁	壁の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
④基礎	コンクリートの基礎があるか。
⑤健全性	塀の傾き、ひび割れはないか。

## ● 対象の「事業・補助対象経費」

### 事業

- ・道路に面する危険ブロック塀等の全部の撤去
- ・道路に面する危険ブロック塀等の一部の撤去(危険ブロック塀等の危険がなくなる場合に限る)

### 補助対象経費

- ・危険ブロック塀等の全部又は一部の撤去に要する費用
- ・危険ブロック塀等の撤去に伴う廃材の運搬及び処分に関する費用

## ● 補助金額 上限10万円

次のうちいずれかの低い額とします。

補助対象経費の3分の2に相当する額

撤去するブロック塀等の1平方メートルあたり10,000円を乗じた額

(例)

- ・ブロック塀等の一部撤去(3㎡) →  $3\text{㎡} \times 10,000\text{円} = (\text{補助金額}) 30,000\text{円}$
- ・ブロック塀等の一部撤去(15㎡) →  $15\text{㎡} \times 10,000\text{円} = 150,000 > (\text{補助金額}) 100,000\text{円}$  ※上限100,000円のため
- ・ブロック塀等の全部撤去(経費90,000円) →  $90,000\text{円} \times 2/3 = (\text{補助金額}) 60,000\text{円}$
- ・ブロック塀等の全部撤去(経費180,000円) →  $180,000\text{円} \times 2/3 = 120,000 > (\text{補助金額}) 100,000\text{円}$  ※上限100,000円のため

## ● 申請の流れ

